

令和6年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年9月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1番 宮本 国男 ○ 4番 末武 章 ○ 7番 武部 利弘 ㊟ 10番 宮本 章 ○ 13番 久保 繁徳 ○ 16番 金子 秀幸 ○ 19番 佐々木 龍二	㊟ 2番 瀬川 靖典 ○ 5番 引地 国弘 ○ 8番 崎村 康子 ㊟ 11番 坂本 康弘 ○ 14番 大田 重敏 ○ 17番 山内 重年	○ 3番 松本 由美子 ㊟ 6番 大石 恵子 ○ 9番 前田 秀一 ○ 12番 濱崎 稔 ○ 15番 野中 孝 ㊟ 18番 須藤 正文
出席農業委員数 14名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○川久保 稔美 ○山下 勝美 ○松本 美徳 ○松本 伸雄 ㊟山口 康明 ○長谷川 壽幸 ○山口 信也 ○前田 將直 ○松瀬 竹虎 ㊟新見 哲也 ㊟高田 良彦 ○渡口 学 ○松尾 茂 ○紙本 政信 ○徳田 詳吾 ○松本 覚二 ○小林 重喜 ○松崎 美喜雄		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	参事 服部 浩史
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
15番 野中 孝	16番 金子 秀幸	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和6年9月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員2番 瀬川委員、6番 大石委員、10番 宮本章委員、11番 坂本委員、18番 須藤委員、推進委員5番 山口委員、10番 新見委員、11番 高田委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

暑さもひと段落いたしまして、秋の気配を感じるようになりました。これから本格的な稲刈りシーズンを迎えることと思いますが、作業中は体調管理に気を付けていただきますようお願いいたします。さて、昨年から取り組んでまいりました、地域計画の策定につきましては、10月で市内全域の協議の場を終了する予定です。皆様のご協力に感謝いたします。それでは、佐々木会長のご挨拶をいただきまして、9月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様、改めましてこんにちは。彼岸を過ぎてから朝夕は少し涼しくなりました。ただ、日中はまだまだ暑いので農業のお仕事は大変だと存じ上げます。さて、先日私の担当地区である西木場地区を歩いて回っておりましたら70代後半の女性農業者が畑で農作業をされていました。しばらく話をしましたが、ジャガイモの出島という品種だそうです。「ジャガイモが高温でダメになってしまった。」と、おっしゃいました。それで、「今日は、白菜の種を植えています。」自分のうちでは義理のお母さんのときから「9月15日に白菜の種を植えています。」と言われました。午前中に白菜の種を植えてから、地区の敬老会祝賀会に出席されていたと、おばあちゃんがおっしゃいました。白菜の種を植えたら出てきた芽を食べられないようにコオロギ対策も考えられているようでした。80歳近くになっても自然相手に奮闘されてる姿に頭が下がりました。なお昨年の9月23日付けの全国農業新聞の農業委員会の道標というコーナーがあったんですが、落語家の立川談慶さん、立川談志師匠のお弟子さんだと思いますが、立川談慶さんがこう書いておられました。「農業とは自然との対話から生まれる産業」、自然から被害を受けることもあるんですけど自然と対話をしながら仕事をされているかと思えます。まさに今紹介した女性農業者もこのことを実践されているなと思えました。私は、この女性農業者との対話の後、家に帰ってから活動記録にこのことを記録しました。農業委員の活動記録に記録しました。去年はこの活動記録が少なくて申し訳なかったなと思って、今年度は月に10日以上は記録をしようと頑張っています。どうかこれまでは平均したら月に10日は言っているかなと思いますが、今後も月に10日以上を目標にやっていきたいと思えます。と言いますのが、田畑係長からもお話があったと思えますが、この活動記録の実績が、一人一人の記録を合計したもの、これが次年度交付金の額に影響します。だから、全員が活動日数を伸ばしてほしいなと思っておりますが、まずは自分自身が月に10日以上を目指しています。

それでは本日の総会よろしくお願いいたします。

事務局

議案第47号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は兵庫県宝塚市小林5丁目■■■■■■■■■■氏、譲受人は鷹島町原免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、鷹島町原免字小川■■■■■■■■■■・畑・1387㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。■■■■■■■■■■氏は長年、市外に住んでおられ、松浦市へ戻ることもないとのことで、今回、■■■■■■■■■■氏が譲り受けることになりました。■■■■■■■■■■氏は、現在は認定農業者ではありませんが、繁殖牛を飼育しながら水稻や飼料作物を作付けしています。申請地は、現在は耕作放棄地ですが、購入後は飼料作物を作付けする計画で、耕作放棄地の解消にも繋がるものです。農業従者は2名で農業従事日数は年間280日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2です。譲渡人は佐世保市花高1丁目■■■■■■■■■■氏、譲受人は鷹島町三里免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、鷹島町三里免字古池■■■■■■■■■■・畑・328㎡、字西■■■■■■■■■■・畑・398㎡の二筆です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、贈与によって所有権移転するというものです。■■■■■■■■■■氏は長年、市外に住んでおられ、松浦市へ戻ることもないとのことで、今回、親戚である■■■■■■■■■■氏へ農地の贈与について相談され、贈与に至りました。■■■■■■■■■■氏は、5年ほど前に自衛隊を退職して鷹島へ帰郷され、現在はモンゴル村の草刈などの管理作業をされながら、父親の畑を管理し、小規模ですがビワ・柿・みかんなどを栽培されております。農業経験は短いものの全ての農地は譲受人が管理されており積極的に農業に取り組んでおられます。農業従者は1名で農業従事日数は年間150日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。皆様のご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員17番 小林委員をお願いします。

小林委員

17番小林です。先程事務局が言われました■■■■■■■■■■さんから私も聞きました。事務局からの説明の通りの内容でございます。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、農業委員13番 久保委員をお願いします。

久保委員

こんにちは、農業委員13番の久保です。事件番号2番の贈与の件ですが、先程、事務局から説明がありましたように譲受人の■■■■■■■■■■さんは自衛隊を退職後、実家に帰られて、■■■■■■■■■■さんの父親の畑でみかんや柿、キウイとかを栽培されており周囲の畑に影響がないように管理されています。今回

譲り受けられる農地に関しても適切に管理耕作されると思います。以上です。

議長 ありがとうございます。各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委員 なし

議長 それでは、ご異議なしということよろしいでしょうか？
続きまして5ページ議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事件番号1番から3番について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1です。関係資料を55～60ページに添付しております。借人は東京都港区赤坂二丁目■■■■■■■■■■株式会社 代表取締役■■■■■■■■■■氏で、貸人は志佐町里免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、志佐町里免字汐入■■■■■■■■■■・田・1354㎡で、農地の区分は、都市計画法の用途地域にある農地のため第3種農地です。併用地として雑種地が二筆あります。転用の目的は社員寮用地で、現在の寮が老朽化していることから建替えるものです。権利の種類は賃借権の設定で、年数は30年間です。57～58ページの地籍図・配置図をご覧ください。■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の雑種地二筆を併用し土地を造成します。58ページの配置図をご覧ください。申請地が一段高くなっているため、寮までの道を盛土して造成します。道の部分の断面図を59ページにつけておりますのでご確認ください。58ページの配置図を再度ご覧ください。申請地に寮を建設し、北側の雑種地を駐車場等として整備します。雨水は自然流下・溜枡で集水。汚水及び生活雑排水は下水道へ接続します。また、ゴルフ練習場の横に既存の溝があり、南東からの農業排水が流れ込みますが、途中の溜枡から幅300のU字溝を敷設することで道路側溝までの排水経路が確保されます。また、隣接する畑は南側にあるため日照に影響はありません。最後に、残高証明書にて資金計画を確認しており、確実に事業は実施されると思われまますので、許可相当と判断するところです。

事件番号2です。関係資料を55・61～65ページに添付しております。譲受人は佐世保市吉井町立石■■■■■■■■■■株式会社■■■■■■■■■■代表取締役■■■■■■■■■■氏で、譲渡人は志佐町浦免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は、志佐町浦免字八龍田■■■■■■■■■■・田・450㎡です。併用地として宅地が一筆あります。農地の区分は、都市計画法の用途地域にある農地のため第3種農地です。転用の目的は、売買により土地を取得し、事務所及び倉庫用地として利用するものです。土地利用については、63ページの配置図をご覧ください。■■■■■■■■■■氏の現在の事務所は

吉井町ですが、現在、隣接する[]に住宅を建築中であって、今回、事務所用地等として転用することで、生活・仕事の拠点を松浦市内に集約するものであります。土地利用計画は、0.9m程度盛土して整地します。隣接する田との境界には既製品のL型擁壁を使用して土砂の流出を防止します。隣接する[]の田は譲渡人の[]氏の田ですが、今回、土地を造成することで現在の排水路が無くなるため、農業用集水樹を設置し、造成地の下を通過して既存の水路へ排水できるよう整備します。この、排水路の整備は[]氏と打合せ済みです。また、造成後は図示のとおり事務所や倉庫などが建築されます。雨水排水は市道側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は下水道へ接続します。周辺の営農への影響ですが、南側にある田については、排水路も新設されるため影響はありません。最後に、融資証明書が添付されており、本事業は確実に実施されると思われまので、許可相当と判断するところです。

事件番号3です。関係資料を55・66～69ページに添付しております。譲受人は志佐町庄野免[]番地[]・[]両氏で、譲渡人は志佐町浦免[]番地[]氏です。申請地は、志佐町里免字辻ノ尾台[]畑・351㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域にある農地のため第3種農地です。転用の目的は、売買により土地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。土地利用については、68ページの配置図をご覧ください。現状のまま整地し、図示のとおり住宅が建築されます。雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は下水道へ接続されます。隣接する農地はなく、周辺の営農に影響はありません。最後に、住宅ローン仮審査結果が添付されており、本事業は確実に実施されると思われまので、許可相当と判断するところです。

以上、皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番から3番について、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員13番 久保委員お願いします。

久保委員 13番の久保です。事件番号1番と3番の案件につきましては9月20日に事務局職員さん、坂本委員さん、担当委員の須藤委員さんと現地で確認調査を行いました。確認調査の内容・結果につきましては、先程事務局より説明がありましたとおりでございます。この転用に関しては問題無いかと思っております。事件番号2番も同じく9月20日に事務局職員さん、坂本委員さん、担当委員の山口委員さんと現地で確認調査を行いました。この件も、事務局の説明のとおりで問題は無いかと思われまので、以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号1番及び3番について地元委員さんのご意見を伺いたしたいと思います。農業委員18番 須藤委員が欠席でございますので、事務局の方でお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員13番 久保委員 お願いします。

久保委員 13番の久保です。事件番号1番も9月20日に坂本委員さん、地元委員の長谷川委員さんと事務局職員と現地確認を行いました。事務局より説明のあったとおりです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いします。推進委員6番 長谷川委員 お願いします。

長谷川委員 本来ならば末武委員のとこなのですが、末武委員が該当するということで、私が行きました。特段に問題はないと思います。隣は、委員の自宅でもあるし、周りの排水も市道側溝に流すということで問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 なし

議 長 ないようですので、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。
末武委員の入室をお願いします。
続きまして、7ページ 議案第50号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

事務局 議案第50号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年9月30日としております。議案は8ページに賃貸借 新規分2件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 各委員さんから何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第50号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和6年9月30日といたします。続きまして11ページ、

議案第51号農用地利用集積等促進計画の要請について議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第51号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。今回の計画要請は21件でございます。12ページから51ページにかけまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載しております。ご審議よろしくをお願いいたします

議長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。各委員さんから何かご意見はございませんか？

委員 (なし)

議長 なければ、議案第51号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。

議長 続きまして、52ページ 議案第52号農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第52号農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただきます。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、松浦市から農業委員会に対して意見を求められております。実はこの案件につきましては4月の定例会でご審議いただいたところではありますが、その後、内容に誤りが見つかったとのことで、本日改めてご審議いただく事となりました。それでは、内容の誤り等を含め、担当の農林課から説明をお願いします。

議長 それでは、詳細について農林課の担当者から説明をお願いします。

農林課 農林課の川島です。よろしくお願いします。はじめに、資料の修正をお願いします。松浦農業振興地域整備計画書の6ページ、3農用地等の保全のための活動(1)の一行目の最後のところ『及び農業経営基盤強化促進法』の削除をお願いします。それでは、今回の整備計画の変更についての経緯ですが、この議案につきましては、4月の農業委員会で、1度審議をしていただき、その後の手続き上で県との事前協議を行いました。その県との協議の中で農振整備計画変更理由書の数字上で単純な計算ミスが判明し、6月の農業委員会で差替えを行ったところでした。また、その後に農振計画書及び基礎調査資料の指摘を受け、今回、その分の大幅な修正になりましたので、改

復旧したとしても継続した営農は見込めないことから、申出のとおり「山林」として非農地判断して差し支えないものと考えます。

番号2です。申出人は今福町北免■■■■番地■■■■氏です。農地の所在は、今福町東免字羽山■■■■・田・736㎡です。9月19日に地元委員の武部委員と事務局とで現地調査を行いました。申出によれば10年以上耕作しておらず原野化しているとのことでした。スライドをご覧ください。周辺を耕作放棄された田に囲まれており、申出地まで入ることが困難であったため、遠目から撮影しました。既に進入路が分からない状況であり雑木等は確認できませんでしたが、原野化が進んでいる状況でありました。周辺の田は令和3年度に非農地判断済であり、今回は田として残っていた一筆の非農地判断をして欲しいとのことで申し出がなされた次第です。本申出については、現地調査を踏まえ、非農地判断の基準の一つである、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続した利用が見込まれないこと、に基づき、現況を原野とし非農地判断して差し支えないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは、1番について、地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員1番 川久保委員お願いします。

川久保委員 推進委員1番川久保です。下田の件ですが、事務局の説明のとおり、畑に戻すのは困難じゃないかと現地を確認しました。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。つづきまして、2番について、農業委員7番 武部委員お願いします。

武部委員 農業委員7番武部です。さきほどスライドでありましたように、現地1ヶ所だけが残って周辺は全部非農地判断されていますし、進入路についてもイノシシの足跡しか見えない状況で、どこから入っていいのかわからない状況です。この圃場の周囲については野生化しており復元しても、今の状況ではだれも耕作する人はいないし、継続しての耕作はこんな員だと考えます。皆さんのご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委員 (なし)

議長 なければ、議案第53号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものいたします。

つづきまして、54ページ 議案第54号 令和6年度農業臨時雇い標準賃金等の変更について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第54号令和6年度農業臨時雇い標準賃金等の変更について説明いたします。議案書の54ページをご覧ください。説明に入る前に議案の訂正が1カ所ございます。表1の上に記載してある標準賃金の「日額は」表1が適当であるとなっておりますが、日額ではなく「時間額」が正ですので、「日額」を「時間額」に変更をお願いいたします。

それでは説明いたします。令和6年度における農業臨時雇い標準賃金等につきましては、今年の4月定例会におきまして決定し、既に公表しておりますが、今回、長崎県最低賃金が10月12日から1時間当たり898円から953円に引き上げられます。これに伴い、農業臨時雇い標準賃金も改定するものです。これまでも10円単位で引き上げておりますので、今回、953円ですので、960円とするものでございます。なお、変更は10月12日から適用されることになっております。また、下の表の機械作業・その他の請負料金は、これまで据え置き金額とさせていただいておりますが、特にご意見はないでしょうか？燃料費の高騰などを考えると見直しの検討をしないといけないかもしれません。次回の見直し検討は、来年3月定例会時に行う予定ではありますが、今回はいかがでしょうか？説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

各委員さんから何かご意見はございませんか。

委員

農業委員8番崎村です。表2のことですが、作業される方からこの金額が今の時代に合っていないとの指定を受けています。来年の3月にこれを変更されるとのことですから、それまでに皆さんが、該当者から聞き取りを行えば適当な金額がわかるんじゃないかと思います。各地区から集まっている農業委員なのでそれが出来るんじゃないかなという提案です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、事務局からよろしですか。

事務局

はい、ご意見ありがとうございます。4・5年前にコンバインの10a当たりの刈り取りの金額について12,000円だったものを13,000円に上げた経緯はあります。2年ほど前には資料刈り取り10a当たり2,000円だったものを3,000円に上げています。その後は、据え置きの状態になっております。崎村委員がおっしゃったように、上志佐地区の移動農業委員会の際にそう言う意見がありました。今後は、各委員の方から意見を聞きながら見直しをしていきたいと思っております。本日決めるのではなく3月定例会で変更していいかと思っておりますので、今回はこのままで、皆さんからの意見を踏まえて3月の定例会で修正するといった形でもよろしいですか。

委員

農業委員7番武部です。農協在籍中に農家の方からこの金額について質問をよくされたのですが、金額の根拠がわかりません、いつの間にかこの金額が設定されています。実際問題、機械の大きさ、作業の慣れなどで時間差が

大きく違ってきます。平均的に1時間でどれくらいの作業ができて、燃料・消耗品がどれくらいかかるのか等で、本来料金は決まるはずだと思うのですが、今提示されている数字以外に根拠となる数字をお持ちでしょうか。

事務局　　私たちも、今までの見直しの中で近隣自治体の標準賃金を見比べながらやってきておりました。今は、燃料費の高騰などの諸事情の影響もありましようから、それらを含め近隣自治体の情報を参考にしながら見直していきたいと思えます。この金額は、あくまでも目安なので、この金額を参考にお互いで金額を決めてもらいたいと思えます。ただ、目安が低いと納得いかない方々もいらっしゃるかと思えますので、具体的には3月定例会で変更出来ればと思えます。よろしくお願ひします。

議　長　　他に委員さんから何かご意見はございませんか。

渡口委員　　推進委員12番渡口です。今まで米の値段が、最終的に農協渡しで6千幾らかとか数年前だと5千幾らかのときは、それでもよかつたと思えんですが、今年の仮渡金が農協で9,300円ということで、かなり上がつています。そういったことを考慮すれば、来年の3月には金額を上げてもいいんじゃないかと私は思えます。時間がありますので皆さんも検討されてはいかがでしょうか。

議　長　　ありがとうございます。今の件について事務局から何かありますか。

事務局　　はい、米の価格とかそういった事情もございますので、来年3月までに皆さんの意見を伺いながら金額を決めていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

議　長　　この件で他にご意見はございませんか。

委　員　　(なし)

議　長　　それでは、開会から1時間15分ほど経ちましたので、休憩をはさんで後半を始めたいと思えます。休憩をとり3時から再開したいと思えます。よろしくお願ひします。

議　長　　それでは、再開します。委員さん方々からは様々な意見をいただきました。議案第54号令和6年度農業臨時雇い標準賃金等の変更については記載のとおり変更決定し公表することといたします。なお、この表の松浦市のHPにおいて令和6年10月1日から公表することといたします。また、今月末に、農政協力員を通じて回覧することといたします。なお、先ほどからの皆様の意見がありましたので、3月の総会までに見直しを検討し議案を提出

する形でよろしいでしょうか。以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。
続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、協議事項に入ります。本日は報告とお願いということで何点かございます。

- ・「10月11日（金）開催の視察研修（久留米市・筑後市）について」
- ・「市長に対する意見書の提出について」
- ・「全国農業新聞の購読申込（委員分）について」
- ・「活動記録簿の提出のお願いについて」
- ・「農業法人の新規参入について」
- ・会終了後、希望者向けに30分程度のタブレット操作研修を行います。

議長

以上をもちまして、9月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、10月25日金曜日といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 15 分